

第1章 宝塚市景観計画の策定について

1.1 景観計画の策定について



武庫川より中心市街地方面



北部の中心地の大原野のため池

本市は、六甲山地・長尾山地や武庫川の豊かな自然環境を有し、明治末期の鉄道開通とともに阪神間モダニズムを体現した閑静な住宅都市として発展してきました。世界的にも有名な宝塚歌劇をはじめ、手塚治虫記念館などの観光施設、清荒神清澄寺や中山寺などの名勝を有し、また北部地域の田園・集落地域も備えています。

さらに、地域主体で地区計画や景観ルールづくりを目指したまちづくり活動も盛んに行われています。

これまで本市では、昭和 60 年には都市景観基本計画を策定し、昭和 63 年には都市景観条例を制定し、都市景観形成建築物等の指定や都市景観形成地域の指定をはじめ、都市景観デザイン指導などに積極的に取り組み、快適な都市環境づくりに努めてきました。

平成 16 年 6 月に景観法が制定され、これまでの自治体の自主的な取り組みから、法に基づく景観計画を策定することで、実行力のある景観行政を行えるようになりました。

本市は、市民の景観に対する意識の高まりを受け、平成 24 年 2 月 13 日に景観法に基づく景観行政団体となり、同年 3 月 30 日に都市景観条例の全部を改正する条例を公布し、この条例の全面施行と同時に景観計画を施行します。

今後は、本計画に掲げる景観形成の方針や基準に基づき、市民及び事業者と協働して、都市景観の保全や形成を総合的かつ計画的に進めます。



寿楽荘からすみれガ丘方面

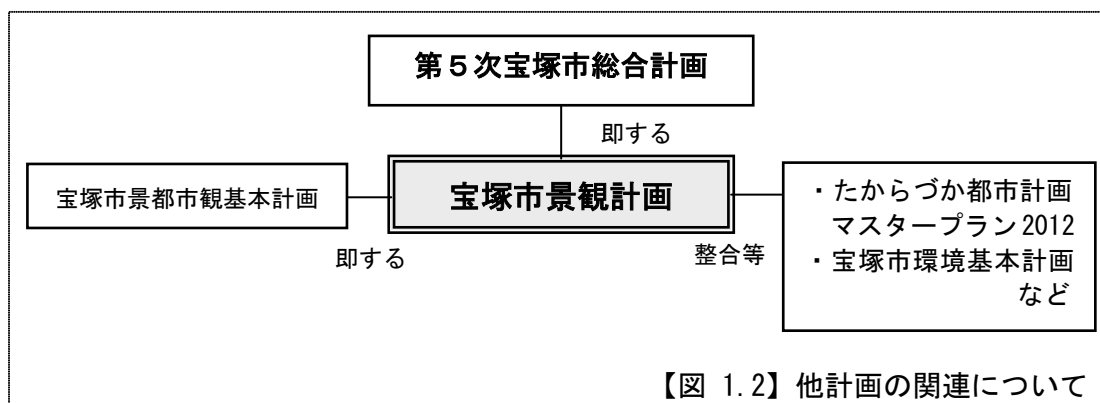


六甲山の山並みから中心市街地方面

1.2 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づく計画であり、景観法に規定する必要な事項を定めます。

本計画を定めるに当たっては、第5次宝塚市総合計画や宝塚市都市景観基本計画に即し、また都市計画マスタープランなどと整合等を図ります。



本計画の主な主旨は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市総合計画に即して取り組んできた景観行政に、景観法に基づく法的な根拠に位置づけをする計画
- ② 宝塚市都市景観基本計画に即し、たからづか都市計画マスタープラン2012との整合や宝塚市環境基本計画との調和を図る計画
- ③ 都市景観条例に規定する諸施策と連動し、市民の景観意識の高揚や自主的な活動の促進を図る計画
- ④ 景観形成に向けた取り組みを通じて、継続して見直しや内容の充実を図り、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画

1.3 景観計画区域について

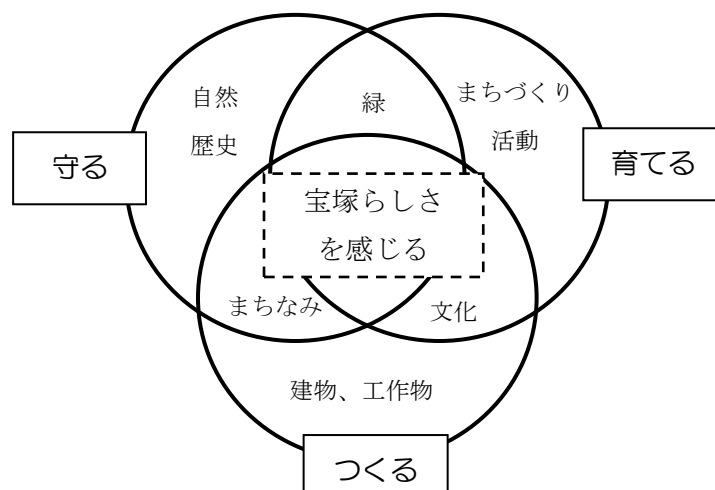
(景観法第8条第2項第1号)

六甲山地や長尾山地の山並み、北部地域の自然豊かな田園集落、武庫川を中心とした多くの河川など、本市には多種にわたる自然景観があり、これらを保全するとともに調和を図っていく必要があります。また、北部地域においては西谷ふれあい夢プラザなどの交流拠点施設の整備や新名神高速道路のサービスエリア、スマートインターチェンジの整備などにより、都市と北部地域の交流が一層盛んになることから北部地域の景観形成が重要となってきています。

このようなことから、市街地のみならず、北部地域や山並み部も含め、さらに新たな開発事業などを適切に規制誘導し、良好な景観を創出する必要があることから、市域を区分することなく、「宝塚市全域」を景観計画区域とします。

1.4 都市景観の形成について

自然や歴史・文化を「守る」、市民主体のまちづくりの活動などを「育てる」、周囲のまちなみや自然景観と調和した都市景観を「つくる」ことが重要であり、これらの取り組みを通じて、宝塚らしさを感じる都市景観を形成します。



【図 1.4】「宝塚らしさを感じる」景観形成

1.5 景観の協働の取り組み

都市景観の形成に当たっては、市、市民及び事業者がそれぞれ担う役割を認識し、互いに連携し協働の取り組みを推進します。

1. 市の役割（都市景観条例第4条）

市は、都市景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、推進します。

その実施に当たっては、都市景観の形成に関する知識の普及及び啓発を図り、市民組織の育成を図り、市民及び事業者の意見が反映するよう努めます。

また、公共施設の整備については、都市景観の形成の先導的な役割を果たすとともに、必要に応じて、国、兵庫県その他の地方公共団体等に対して協力を要請します。

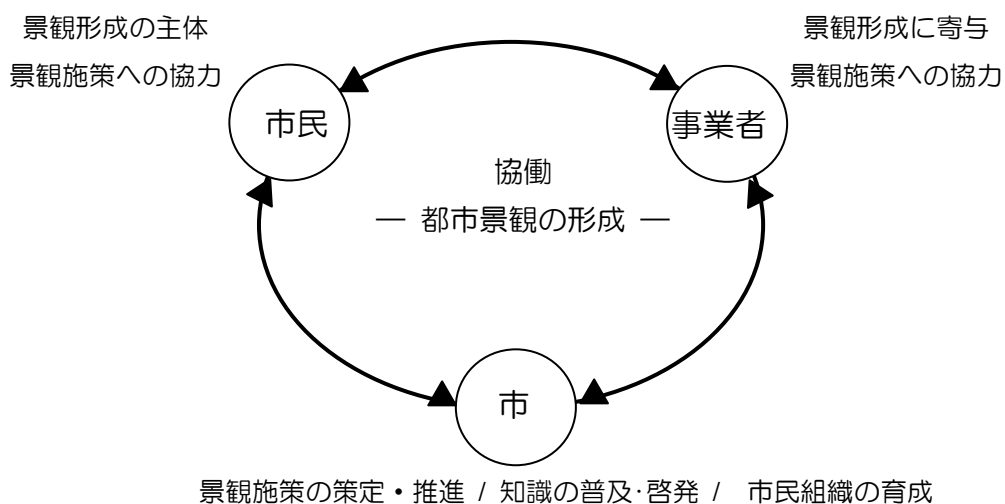
2. 市民の役割（都市景観条例第5条）

市民は、自らが都市景観の形成を担う主体であることを認識し、自らの創意と工夫によって都市景観の形成に寄与するように努めます。

また、都市景観の形成に関し、相互に協力し、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力します。

3. 事業者の役割 （都市景観条例第6条）

事業者は、その事業活動の実施に当たり、積極的に都市景観の形成に寄与するよう専門的知識、経験等を生かし、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めます。また、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力します。



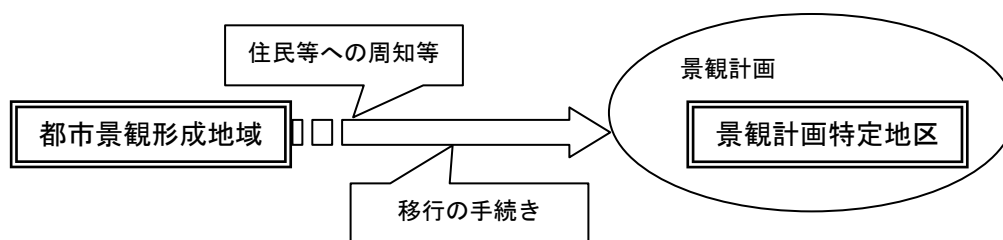
【図 1.5】協働の景観形成

1.6 景観法の諸制度の活用方針

景観計画の策定効果を発揮するため、景観法に基づく諸制度をはじめ、関連法との整合を図りながら総合的に景観形成を推進します。

1. 都市景観形成地域から景観計画特定地区への移行

改正前の都市景観条例に基づき指定している都市景観形成地域は、住民等への周知を図り、地域の意向を踏まえた上で、行政主導を基本として景観計画に定める「景観計画特定地区」への移行をめざします。



【図 1.6】都市景観形成地域から景観計画特定地区への移行

2. 景観計画特定地区の指定拡大

地域固有の景観を形成していくため、住民主体のまちづくり活動を支援しながら、景観計画特定地区の指定拡大を積極的に進めます。

3. 景観地区の導入

景観形成の方針に掲げる河川・道路・駅前等の景観拠点において、既述の景観計画特定地区の制度以上に強制力を高める必要がある場合には、関係権利者の意向や市民ニーズ等を踏まえ、都市計画法の規定に基づく景観地区を導入します。

4. 地区計画制度の活用

地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が求められる地域においては、地区計画制度を併用して的確に景観形成を図ります。

5. 都市景観形成建築物から景観重要建造物への移行

都市景観形成建築物については、指定の方針（第4章）に従い「景観重要建造物」への移行をめざします。

6. 公共施設景観指針の策定

道路、河川、公園などの公共施設等については、施設管理者との協議を経て、都市景観条例に基づく公共施設景観指針を策定します。

道路、河川など線状の区域は、周辺地域における景観形成の指針との整合を図り、景観軸となる一体の区域として景観形成の指針を作成します。